

平成 26 年度の高知県における被措置児童等虐待の状況等について

児童福祉法第 33 条の 16 及び同法施行規則第 36 条の 30 の規定に基づく平成 26 年度高知県において対応した被措置児童等虐待の状況等については、該当ありません。

(1) 虐待案件受理の状況

受理件数 0 件

【参考】

児童福祉法

第 33 条の 16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

児童福祉法施行規則

第 36 条の 30 法第 33 条の 16 の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関 障害児施設等
- 二 法第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設又は法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種